

## 介護老人保健施設リハビリパークみやび施設サービス運営規程

～運営規程設置の主旨～

### 第1条

医療法人杏林会が開設する介護老人保健施設リハビリパークみやび（以下「当施設」という。）が実施する介護老人保健施設サービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

～施設の目的～

### 第2条

当施設は、要介護状態と認定された御利用者様（以下単に「御利用者様」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、御利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、御利用者様の居宅における生活への復帰を目指した施設サービスを提供することを目的とする。

～運営の方針～

### 第3条

当施設では、御利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、御利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として御利用者様に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、御利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、御利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、御利用者様又はその御家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに御家族様の同意を得て実施するよう努める。
- 6 御利用者様の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た御利用者様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて御利用者様またはその保証人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

～施設の名称及び所在地等～

#### 第4条

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- ①施設名 介護老人保健施設リハビリパークみやび
- ②開設年月日 平成12年6月1日
- ③所在地 宮城県多賀城市高橋4丁目17番地16号（住居表示）
- ④電話番号 022-309-2333 / FAX番号 022-309-8333
- ⑤管理者名 岩月尚文（医師）
- ⑥介護保険指定番号 0450980016号

～従業者の職種～

#### 第5条

当施設の従事者の職種は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- ①管理者（施設長）
- ②医師（管理者兼務）
- ③介護支援専門員
- ④介護職員
- ⑤看護職員
- ⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- ⑦支援相談員
- ⑧管理栄養士
- ⑨調理師・調理員
- ⑩事務職員

～従業者の職務内容～

#### 第6条

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者（施設長）1名
  - ・介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師（管理者兼務）1名以上
  - ・御利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 介護支援専門員 1名以上
  - ・御利用者様の施設サービス計画、（介護予防）短期入所療養介護計画書、（介護予防）通所リハビリテーション計画（以下、「ケアプラン」という）の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請等の手続きを行う。
- ④ 介護職員 24名以上
  - ・御利用者様のケアプランに基づく介護を行う。
- ⑤ 看護職員 10名以上
  - ・医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、御利用者様のケアプランに基づく看護を行う。
- ⑥ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2名以上
  - ・医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑦ 支援相談員 1名以上
  - ・御利用者様及びその御家族様からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士 1名以上
  - ・御利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 調理師・調理員 6名以上
  - ・栄養並びに心身の状況に応じて作成された栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- ⑩ 事務職員 1名以上

- ・御利用者様に適切なサービスを提供できるよう管理者と共に職員の勤務体制を熟知する。また、御利用者様の請求（会計・経理・レセプト等）を一元的に行う。

#### ～入所定員～

##### 第7条

当施設の入所定員は、100人とする。

#### ～介護老人保健施設のサービス内容～

##### 第8条

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、御利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、御利用者様の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話を行なうこととする。また、他の加算等については、約款・別紙を参照とする。

#### ～御利用者様負担の額～

##### 第9条

御利用者様負担の額は、約款・別紙の料金表により支払いを受ける。

#### ～身体拘束等～

##### 第10条

当施設は、原則として御利用者様に対し身体拘束を廃止する。但し、御利用者様または他の御利用者様等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の御利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

～褥瘡対策等～

第 12 条

当施設は、御利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

～施設の利用に当たっての留意事項～

第 13 条

- ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を食べるものとする。食費は保険給付外の利用料と位置づけられているが、同時に、施設は御利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせないため、食事の持ち込みは基本的に控えることとする。
- ②面会の際には、必ず面会カードに記入する。また、外出、外泊の際は一週間前に所定の届出を提出することとする。
- ③事業所内の喫煙スペース以外での喫煙は禁ずる。
- ④居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用することとする。
- ⑤故意に、又はわずかな注意を払えば、避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、御利用者様の自己負担により原状に復するか、又は相当の代価を支払い受けることとする。
- ⑥御利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、御利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、御利用者様のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うこととする。
- ⑦利用にあたり、金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とする。また、事故防止のため、飲食物（酒類も含む）、ペット、危険物（刃物、ライター、スプレー、帯状のものなど）の持ち込みはご遠慮いただくものとする。なお、自己管理による紛失・盗難・破損・事故については当施設では責任を負いかねる。  
金品の貸し借りを職員、御利用者様の間に行うこと、当事業所の職員や他の御利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動（勧誘）、政治活動、営利活動を行うことを堅く禁止する。
- ⑧受診の際、当施設医師の診療状況に関する情報提供（診療情報提供書）が必要である。
- ⑨施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- ⑩施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

～非常災害対策～

第 14 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ①防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- ②火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）
- ③非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- ⑤火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - ⑥防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ⑦防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
    - ……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ⑧御利用者様を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ⑨非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
    - その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
  - ⑩当施設は⑥に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- ～業務継続計画の策定等～

#### 第15条

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

～事故発生の防止及び発生時の対応～

#### 第16条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、御利用者様に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、専門的機関での診療を依頼することとする。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

～職員の服務規律～

#### 第17条

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ①御利用者様に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ②常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

～職員の質の確保～

#### 第18条

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

～職員の勤務条件～

第 19 条

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人杏林会の就業規則による。

～職員の健康管理～

第 20 条

職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

～衛生管理～

第 21 条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

～守秘義務及び個人情報の保護～

第 22 条

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た御利用者様又はその御家族様の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

～保証人～

第 23 条

当施設は御利用者様に対して二人の保証人を求めることとする。また、本契約を証するため御利用者様と当施設は署名、捺印のうえ本契約書を 2 部作成し、御利用者様と当施設とで各 1 部保有するものとし、当施設は第一保証人を基本的な保証人とする。

2 保証人は次の各号の責任を負うこととする。

①他の機関に移る際、手続きが円滑に進行するよう協力すること（また、当施設は御利用者様及び保証人に対し、緊急的に連絡する場合もある。）。

②契約終了の際、当施設と連携して御利用者様の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

③御利用者様が死亡した際、また契約終了の際の遺体及び遺留品、私物の引取その他必要な

措置をすること。

④御利用者様の施設での生活に関して、自立した日常生活を送れるよう協力すること。

～賠償責任～

#### 第 24 条

施設サービス提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により、御利用者様が損害を被った場合、当施設は御利用者様に対して損害を賠償するものとする。

2 御利用者様の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、御利用者様及び保証人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償することとする。

～その他運営に関する重要事項～

#### 第 25 条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、御利用者様負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人杏林会介護老人保健施設リハビリパークみやびの役員会において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 30 年 11 月 10 日に改定する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 5 年 3 月 15 日に改定する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日に改定する。

# 介護老人保健施設リハビリパークみやび

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

～運営規程設置の主旨～

### 第1条

医療法人杏林会が開設する介護老人保健施設リハビリパークみやび（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

～事業の目的～

### 第2条

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された御利用者様（以下単に「御利用者様」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、御利用者様の療養生活の質の向上および御利用者様の御家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

～運営の方針～

### 第3条

- 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、御利用者様の身体機能の維持向上を目指すとともに、御利用者様の御家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図り、御利用者様が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、御利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として御利用者様に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、御利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、御利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、御利用者様又はその御家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに御利用者様の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 御利用者様の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た御利用者様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて御利用者様またはその保証人の了解を得ることとする。
  - 7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

～施設の名称及び所在地等～

### 第4条

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- ①施設名 介護老人保健施設リハビリパークみやび
- ②開設年月日 平成12年6月1日
- ③所在地 宮城県多賀城市高橋4丁目17番地16号（住居表示）
- ④電話番号 022-309-2333 / FAX番号 022-309-8333
- ⑤管理者名 岩月尚文（医師）
- ⑥介護保険指定番号 0450980016号

～従業員の職種～

#### 第5条

当施設の従事者の職種は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- ① 管理者（施設長）②医師（管理者兼務）③介護支援専門員④介護職員⑤看護職員
- ⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 ⑦支援相談員⑧管理栄養士⑨調理師・調理員
- ⑩事務員

～従業員の職務内容～

#### 第6条

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者（施設長）1名以上
  - ・介護老人保健施設に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
- ② 医師（管理者兼務）1名以上
  - ・御利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 介護支援専門員 1名以上
  - ・御利用者様の施設サービス計画、（介護予防）短期入所療養介護計画書、（介護予防）通所リハビリテーション計画（以下、「ケアプラン」という）の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請等の手続きを行う。
- ④ 介護職員 24名以上
  - ・御利用者様のケアプランに基づく介護を行う。
- ⑤ 看護職員 10名以上
  - ・医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、御利用者様のケアプランに基づく看護を行う。
- ⑥ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2名以上
  - ・医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑦ 支援相談員 1名以上
  - ・御利用者様及びその御家族様からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士 1名以上
  - ・御利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 調理師・調理員 6名以上
  - ・栄養並びに心身の状況に応じて作成された栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- ⑩ 事務職員 1名以上
  - ・御利用者様に適切なサービスを提供できるよう管理者と共に職員の勤務体制を熟知する。また、御利用者様の請求（会計・経理・レセプト等）を一元的に行う。

～利用定員～

第7条

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、空床利用（概ね3床）とする。

～事業の内容～

第8条

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、御利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、御利用者様の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をを行うこととする。また、他の加算等については、約款・別紙を参照とする。

～御利用者様負担の額～

第9条

御利用者様負担の額は、約款・別紙の料金表により支払いを受ける。

～通常の送迎の実施地域～

第10条

通常の送迎の実施地域を以下のとおりと基本とする。

多賀城市全域

利府町加瀬、中央1～3丁目

七ヶ浜町松が浜、菖蒲田浜、花渚浜白坂、汐見台全域、遠山1～5丁目

塩釜市母子沢町、松陽台、藤倉、錦町、花立町、本町、葦畔町

仙台市宮城野区福室、高砂、中野、白鳥、田子、蒲生、福田町

～身体の拘束等～

第11条

当施設は、原則として御利用者様に対し身体拘束を廃止する。但し、御利用者様または他の御利用者様等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の御利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

～虐待の防止等～

第12条

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

～褥瘡対策等～

第13条

当施設は、御利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

～業務継続計画の策定等～

第14条

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

～施設の利用に当たっての留意事項～

第15条

- ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を食べるものとする。食費は保険給付外の利用料と位置づけられているが、同時に、施設は御利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容をしているため、その実施には食事内容の管理が欠かせないため、食事の持ち込みは基本的に控えることとする。
- ②面会の際には、必ず面会カードに記入する。
- ③事業所内の喫煙スペース以外での喫煙は禁ずる。
- ④居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用することとする。
- ⑤故意に、又はわずかな注意を払えば、避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、御利用者様の自己負担により現状に復するか、又は相当の代価を支払い受けることとする。
- ⑥御利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、御利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、御利用者様のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行なうこととする。
- ⑦利用にあたり、食べ物、ペット、貴重品、現金、危険物等を持ち込むこと、金品の貸し借り

を職員、御利用者様の間に行なうこと、当事業所の職員や他の御利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動（勧誘）、政治活動、営利活動を行なうことを堅く禁止する。

- ⑧受診の際、当施設医師の診療状況に関する情報提供（診療情報提供書）が必要である。
- ⑨施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- ⑩施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

#### ～非常災害対策～

##### 第16条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ①防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
  - ②火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）
  - ③非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - ④非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - ⑤火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - ⑥防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ⑦防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）  
……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ⑧御利用者様を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ⑨非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ⑩当施設は⑥に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### ～事故発生の防止及び発生時の対応～

##### 第17条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、御利用者様に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、専門的機関での診療を依頼することとする。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

#### ～職員の服務規律～

##### 第18条

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ①御利用者様に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- ②常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

～職員の質の確保～

第 19 条

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

～職員の勤務条件～

第 20 条

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人杏林会の就業規則による。

～職員の健康管理～

第 21 条

職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

～衛生管理～

第 21 条

御利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

～守秘義務及び個人情報の保護～

第 22 条

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た御利用者様又はその御家族様の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

～保証人～

第 23 条

当施設は御利用者様に対して二人の保証人を求めることとする。また、本契約を証するため御利用者様と当施設は署名、捺印のうえ本契約書を2部作成し、御利用者様と当施設とで各1部保有するものとし、当施設は、第一保証人を基本的な保証人とする。

2 保証人は次の各号の責任を負うこととする。

- ①他の機関に移る際、手続きが円滑に進行するよう協力すること（また、当施設は御利用者様及び保証人に対し、緊急的に連絡する場合もある。）
- ②契約終了の際、当施設と連携して御利用者様の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③御利用者様が死亡した際、また契約終了の際の遺体及び遺留品、私物の引取その他必要な措置をすること。
- ④御利用者様の施設での生活に関して、自立した日常生活を送れるよう協力すること。

～賠償責任～

#### 第24条

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により御利用者様が損害を被った場合、当施設は御利用者様に対して、その損害を賠償することとする。

- 2 御利用者様の責に帰すべき事由により当施設が損害を被った場合、御利用者様及び保証人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償することとする。

～その他運営に関する重要事項～

#### 第25条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、御利用者様負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人杏林会介護老人保健施設リハビリパークみやびの役員会において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成19年6月1日より施行する。

この規程は、平成27年1月1日に改定する。

この規程は、平成30年11月10日に改定する。

この規程は、令和元年10月1日に改定する。

この規程は、令和5年3月15日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。

この規程は、令和7年4月1日に改定する。

この規程は、令和7年11月1日に改定する。

## 介護老人保健施設リハビリパークみやび 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

～運営規程設置の主旨～

### 第1条

医療法人杏林会が開設する介護老人保健施設リハビリパークみやび（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

～事業の目的～

### 第2条

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された御利用者様（以下単に「御利用者様」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、御利用者様の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

～運営の方針～

### 第3条

- 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、御利用者様の心身の機能の維持回復を図り、御利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、御利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として御利用者様に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、御利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、御利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、御利用者様又はその御家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに御利用者様の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 御利用者様の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た御利用者様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて御利用者様またはその保証人の了解を得ることとする。
  - 7 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

～施設の名称及び所在地等～

#### 第4条

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- ①施設名 介護老人保健施設リハビリパークみやび
- ②開設年月日 平成12年6月1日
- ③所在地 宮城県多賀城市高橋4丁目17番地16号（住居表示）
- ④電話番号 022-309-2333 / FAX番号 022-309-8333
- ⑤管理者名 岩月尚文（医師）
- ⑥介護保険指定番号 0450980016号

～従業者の職種～

#### 第5条

当施設の従業者の職種は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- ①管理者（施設長）
- ②医師（管理者兼務）
- ③介護支援専門員
- ④介護職員
- ⑤看護職員
- ⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- ⑦支援相談員
- ⑧管理栄養士
- ⑨調理師・調理員
- ⑩事務員

～従業者の職務内容～

#### 第6条

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者（施設長）1名以上
  - ・介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師（管理者兼務）1名以上
  - ・御利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 介護支援専門員 1名以上
  - ・御利用者様の施設サービス計画、（介護予防）短期入所療養介護計画書、（介護予防）通所リハビリテーション計画（以下、「ケアプラン」という）の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請等の手続きを行う。
- ④ 介護職員 6名以上
  - ・御利用者様のケアプランに基づく介護を行う。
- ⑤ 看護職員 1名以上
  - ・医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、御利用者様のケアプランに基づく看護を行う。
- ⑥ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 0.3以上
  - ・医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑦ 支援相談員 1名以上
  - ・御利用者様及びその御家族様からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士 1名以上
  - ・御利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 調理師 1名以上、調理員 3名以上
  - ・栄養並びに心身の状況に応じて作成された栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- ⑩ 事務職員 1名以上

- ・御利用者様に適切なサービスを提供できるよう管理者と共に職員の勤務体制を熟知する。  
また、御利用者様の請求（会計・経理・レセプト等）を一元的に行う。

#### ～営業日及び営業時間～

##### 第7条

事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- ①年末年始を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ②営業日の午前9時30分から午後16時30分までを営業時間とする。

#### ～利用定員～

##### 第8条

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション含む）の利用定員数は、50人とする。

#### ～事業の内容～

##### 第9条

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）御利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うこととする。また、他の加算等については、約款・別紙3を参照とする。

#### ～御利用者様負担の額～

##### 第10条

御利用者様負担の額は、約款・別紙の料金表により支払いを受ける。

#### ～通常の事業の実施地域～

##### 第11条

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

多賀城市全域

利府町加瀬、中央1～3丁目

七ヶ浜町松が浜、菖蒲田浜、花渚浜白坂、汐見台全域、遠山1～5丁目

塩釜市母子沢町、松陽台、藤倉、錦町、花立町、本町、葦畔町

仙台市宮城野区福室、高砂、中野、白鳥、田子、蒲生、福田町

#### ～身体拘束等～

##### 第12条

当施設は、原則として御利用者様に対し身体拘束を廃止する。但し、当該御利用者様または他の御利用者様等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の御利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的にも実施する。

～虐待の防止等～

#### 第13条

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的にも開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切にも実施するための担当者を設置する。

～業務継続計画の策定等～

#### 第14条

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的にも実施する。
- 3 当施設は、定期的にも業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

～褥瘡対策等～

#### 第15条

当施設は、御利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

～施設の利用に当たっての留意事項～

#### 第16条

- ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を食べるものとする。食費は保険給付外の利用料と位置づけられているが、同時に、施設は御利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容をしているため、その実施には食事内容の管理が欠かせないため、食事の持ち込みは基本的に控えることとする。
- ②面会の際には、必ず面会カードに記入する。
- ③事業所内の喫煙スペース以外での喫煙は禁ずる。

- ④居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用することとする。
- ⑤故意に、又はわずかな注意を払えば、避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、御利用者様の自己負担により現状に復するか、又は相当の代価を支払い受けることとする。
- ⑥御利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、御利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、御利用者様のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行なうこととする。
- ⑦利用にあたり、金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とする。また、事故防止のため、飲食物（酒類も含む）、ペット、危険物（刃物、ライター、スプレー、帯状のものなど）の持ち込みはご遠慮いただくものとする。なお、自己管理による紛失・盗難・破損・事故については当施設では責任を負いかねる。  
金品の貸し借りを職員、御利用者様の間に行なうこと、当事業所の職員や他の御利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動（勧誘）、政治活動、営利活動、を行なうことを堅く禁止する。
- ⑧受診の際、当施設医師の診療状況に関する情報提供（診療情報提供書）が必要である。
- ⑨施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- ⑩施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

～非常災害対策～

第 17 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ①防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
  - ②火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）
  - ③非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - ④非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - ⑤火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - ⑥防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ⑦防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）  
……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ⑧御利用者様を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ⑨非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ⑩当施設は⑥に規程する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

～事故発生の防止及び発生時の対応～

第 18 条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、御利用者様に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関 協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

～職員の服務規律～

第 19 条

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ①御利用者様に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ②常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

～職員の質の確保～

第 20 条

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

～職員の勤務条件～

第 21 条

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人杏林会の就業規則による。

～職員の健康管理～

第 22 条

職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

～衛生管理～

第 23 条

御利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

～守秘義務及び個人情報の保護～

第 24 条

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た御利用者様又はその御家族様の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

～保証人～

第 25 条

当施設は御利用者様に対して二人の保証人を求めることとする。また、本契約を証するため御利用者様と当施設は署名、捺印のうえ本契約書を 2 部作成し、御利用者様と当施設とで各 1 部保有するものとし、当施設は、第一保証人を基本的な保証人とする。

2 保証人は次の各号の責任を負うこととする。

- ①他の機関に移る際、手続きが円滑に進行するよう協力すること（また、当施設は御利用者様及び保証人に対し、緊急的に連絡する場合もある。）
- ②契約終了の際、当施設と連携して御利用者様の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③御利用者様が死亡した際、また契約終了の際の遺体及び遺留品、私物の引取その他必要な措置をすること。
- ④御利用者様の施設での生活に関して、自立した日常生活を送れるよう協力すること。

～賠償責任～

第 26 条

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により御利用者様が損害を被った場合、当施設は御利用者様に対して、その損害を賠償することとする。

2 御利用者様の責に帰すべき事由により当施設が損害を被った場合、御利用者様及び保証人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償することとする。

～その他運営に関する重要事項～

第 27 条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、御利用者様負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人杏林会介護老人保健施設リハビリパークみやびの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 30 年 11 月 10 日に改定する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日に改定する。

この規程は、令和5年3月15日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。

この規程は、令和7年4月1日に改定する。

この規程は、令和7年11月1日に改定する。